

伊豆市告示第218号

伊豆市小規模修繕等参加登録制度実施要領を次のとおり制定する。

平成30年12月6日

伊豆市長 菊地 豊

伊豆市小規模修繕等参加登録制度実施要領

(目的)

第1条 この告示は、内容が軽易かつ履行が容易な修繕等の受注を希望する事業者を登録し、その活用を図ることにより、伊豆市が発注する小規模な修繕及び修理等（以下「修繕等」という。）について、市内事業者等の受注機会の拡大と市内経済の活性化に資することを目的とする。

(対象となる修繕等)

第2条 対象となる修繕等は、1件の契約予定金額が50万円以下で、当該修繕等の内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものとする。

2 業種については、別表のとおりとする。

(登録申請書類)

第3条 修繕等の受注を希望する者は、次に掲げる書類を市長に提出し、修繕等に参加する者の登録（以下「修繕等参加登録」という。）をしなければならない。

- (1) 小規模修繕等参加登録申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあっては商業登記簿謄本（個人にあっては代表者の身分証明書）
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (5) 資格又は許可等を必要とする業種については、資格証又は許可証等の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、修繕等参加登録をすることができない。

- (1) 法人にあっては市内に主たる営業所を有しない者（個人にあっては市内に在住していない者）
- (2) 登録をしようとする業種について、登録しようとする月において引き続き2年以上の営業実績のない者
- (3) 伊豆市競争入札に参加する者に必要な資格及び手続（平成19年伊豆市告示第22号）第5条に規定する申請をしている者
- (4) 破産者又は破産者で復権を得ない者
- (5) 市税等に滞納のある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(登録)

第5条 修繕等参加登録申請の受付は、2年に1回定期に行うものとする。ただし、追加申請の受付は随時行うことができるものとする。

(登録の審査)

第6条 第3条に規定する登録申請があった場合、必要な事項について速やかに審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、登録要件を有すると認めたときは、別に定める台帳に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 修繕等参加登録の有効期間は、第5条本文の申請を受け付けた日の属する年度の翌年度の初日から次の定期申請の受付の年度末までとする。ただし、第5条ただし書の申請を受け付けたときは、登録日から次の定期申請の受付の属する年度の年度末までとする。

(運用)

第8条 市長は、修繕等の業者選定に際して、名簿登録者に受注機会を与えるよう努めるものとする。

2 市長は、修繕等参加登録の有効期間内であっても、申請の内容が事実と異なることが判明した場合又はその後の事実において、市長が適当でないとする場合は、登録を取り消すことができる。
(変更等の届出)

第9条 修繕等参加登録申請書の提出後に、申請内容の変更又は登録を取り下げる場合は、小規模修繕等参加登録変更(廃止)届(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。
(その他)

第10条 第6条に規定する修繕等参加登録名簿は、市ホームページその他の方法により公表するものとする。

2 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

業種区分		内容	業種区分		内容		
番号	業種		番号	業種			
1	土 木	1. 下水道修繕(取出管, 枿)	4	設 備	1. 電気配線		
		2. 道路修繕			2. 電気器具取替修理		
		3. 舗装			3. 放送機器		
		4. 道路安全施設			4. 空調機器・ボイラー		
		5. 河川修繕			5. 水道管・受水槽・高架水槽		
		6. 遊具修繕			6. 水道機器・便器・浴槽		
		7. その他			7. 浄化槽		
2	建 築	1. 木造建築物修繕	5	造 園	8. その他		
		2. プレハブ			1. 簡易な植栽		
		3. 日除け・庇			2. 公園維持		
		4. フェンス・門扉・手摺	6	塗 装	3. その他		
		5. 屋根葺き替え(瓦)			1. 看板		
		6. 屋根葺き替え(金属葺・樋)			2. 壁塗装		
		7. 外壁版・スレート			3. 遊具塗装		
		8. モルタル・タイル			4. 案内板		
		9. 塀・ブロック・レンガ			5. その他		
		10. 外壁屋根防水			7	ガラス	1. ガラス取替
		11. その他					2. 飛散防止フィルム
3	内 装	1. 内装木部・柵・家具修繕	8	その他	3. その他		
		2. 建具・障子・襖			1. その他		
		3. サッシ・シャッター・網戸					
		4. 間仕切り・トイレブース					
		5. クロス・床材張り					
		6. カーテン・ブラインド					
		7. 畳					
		8. その他					